

売払契約書

上記の売払契約について、売払人と買受人は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

住所
名称
代表者

(総 則)

第1条 売払人及び買受人は、この契約書、別紙仕様書その他の関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

2 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、売払人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約保証金)

第3条 買受人は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で売払人が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、売払人がその必要がないと認めたときは、買受人は契約保証金の納付を免除される。

2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、本契約で規定される場合を除き、当該契約保証金は、この契約に基づく売払人の検収が完了し、買受人が売払代金を完納したときに返還する。

3 契約保証金には利子を付さない。

(実施計画書等の提出)

第4条 買受人は、この契約の締結後、10日以内に実施計画書及びこの契約の履行に必要な関係書類を作成し、売払人に提出するものとする。ただし、売払人においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(売払代金の納付)

第5条 買受人は、売払代金を月ごとに売払人が発行する納入通知書兼領収書により定められた納付期日までに売払人に納付しなければならない。

2 売払代金は、契約単価に1ヶ月分の引取合計重量（仕様書に定める計量器、計量方法で算出したもの）を乗じて算出した金額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

3 売払人は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、買受人が売払物品の引取りを完了し、売払人が検収を行った時点で納入通知書兼領収書を発行する。

(所有権の移転)

第6条 売払物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、買受人が売払物品を引取ったときに売払人より買受人に移るものとする。

(売払物品の引取り等)

第7条 買受人は、売払人が特に承認した場合を除き、売払人から指定された引取日時までに売払物品の引取りを完了しないときは、売払人の都合により売払人が売払物品を処分することがあっても、異議の申立ができない。

2 前項の場合において、買受人は売払物品相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

(契約不適合責任)

第8条 買受人は、売払物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を引取時以降に発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売払代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、売払物品の引取時とは、買受人が管理を行う運搬車両に売払物品の積込み等を完了した時点とする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 買受人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（危険負担）

第10条 売払物品が、売払物品の引取時以降において、売払人の責に帰すことができない理由により滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

（立会・報告）

第11条 売払人は、必要があると認めるときは、この契約の履行に立ち会い、又は買受人に対し報告を求めることができる。売払人は、契約の履行が適正でないと認めるときは、その補正を求めることができる。

2 買受人は、この契約の履行に当たり、特に重大な事故又は不祥事案が発生した場合は、速やかに売払人に報告しなければならない。

（履行期間の延長）

第12条 買受人は、天災その他買受人の責めに帰すことができない理由により履行期間内に売払物品の引取りを完了することができないときは、売払人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売払人と買受人とが協議して書面により定める。

（履行遅滞の場合における遅滞金等）

第13条 買受人の責めに帰する事由により、頭書の履行期間内に売払物品の引取りを完了しないときは、売払人は、買受人からの書面による申し出により、遅滞金を徴収することを条件に履行期間の延長を承認することができる。

2 前項に規定する遅滞金の額は、売払人が発行する納入通知書兼領収書により定められた納付期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、予定総額に対し当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額とする。

3 前項に規定する遅滞金の納付は、納入通知書兼領収書により指定された期日までに完納しなければならない。

（売払人の催告による解除権）

第14条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第4条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の

見込みがないとき。

- (3) 買受人として必要な資格が欠けたとき。
 - (4) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (売払人の催告によらない解除権)

第15条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 指定期限内に売払代金を完納しないとき。
- (2) 履行期間内に売払物品の引取りを開始しないとき。
- (3) 本契約に関する義務履行の意思がないと認められたとき。
- (4) 買受人の責めに帰すべき事由によって売払物品の引取りが不能となったとき。
- (5) 第9条の規定に違反してこの契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
- (7) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約解除の違約金等)

第16条 買受人は、前2条の規定により契約が解除されたときは、契約金額（単価契約にあつては予定総額）の1/10に相当する額を違約金として売払人の指定した期限までに納付しなければならない。

2 売払人は、前2条の規定により契約を解除したときにおいて、買受人が納入した契約保証金があるときは、これを返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

(返還金の相殺)

第17条 売払人は、前条第2項の規定により契約保証金を返還する場合において、買受人が遅滞金又は違約金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。

(変更の届出)

第18条 買受人について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに売払人に届け出なければならない。

い。

（秘密の保持）

第 19 条 買受人は、この契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（契約外の事項）

第 20 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人とが協議して定める。